

高萩・北茨城広域事務組合地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例

令和元年10月9日

条例第23号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定による実費弁償については、この条例の定めるところにより支給する。

(地方自治法第207条の規定による実費弁償)

第2条 実費弁償については、地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例（昭和32年北茨城市条例第21号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。